

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

一 個人所得課税

- 1 調書、徴収高計算書等について、国税庁長官が、これらの書式につき所要の事項を付記し、又は一部の事項を削る場合には、併せて当該調書、徴収高計算書等の用紙の大きさを変更することができること等とする。(第2条の5、第3条の7、第3条の16、第4条の4の2、第5条の3の2、第11条の3、第18条の13の5、第18条の13の6、第18条の13の7、第18条の15の9、第18条の15の11、第18条の23の2、第19条の4、第19条の5関係)
- 2 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、内国法人が、一定の社債の保管の委託をした金融商品取引業者等の営業所等の長の確認を受ける際の手続の細目を定めることとする。(第4条関係)
- 3 配当等の支払者等が、支払を受ける者等から支払通知書等の交付等に代えてその支払通知書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供についての承諾を得ようとする場合において、その配当等の支払者等が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があったものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者等から当該回答がなかったときは、当該承諾を得たものとみなすこととする。(第4条の4、第5条の2、第18条の13の5、第19条の6関係)
- 4 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置における非課税口座内上場株式等の配当等に係る金融商品取引業者等の要件について、金融商品取引業者等が口座管理機関に該当しない場合における要件の細目を定めることとする。(第5条の5の2関係)
- 5 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、次の措置を講ずることとする。(第11条の3、別表第六(一)、別表第六(二)関係)
 - (1) 適用対象となる特定新株予約権の行使に係る権利行使価額を3で除して計算することとなる当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社の要件の細目を定める。
 - (2) 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち、新株予約権の行使に係

る株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決めの要件の細目を定める。

(3) 適用対象となる株式会社により一定の管理がされている特定株式又は承継特定株式について、当該管理に係る契約の移転を受けた株式会社の範囲を定める。

(4) 特定新株予約権の付与に関する調書及び特定株式等の異動状況に関する調書の記載事項の見直しを行う。

6 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、適用対象となる土地収用法に規定する事業の施行者が行う当該事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により補償金を取得する場合等の確定申告書に添付すべき書類を定めることとする。（第 14 条関係）

7 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除について、次の改正を行うこととする。（第 17 条、第 22 条の 4 関係）

(1) 適用対象となる古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合の確定申告書に添付すべき書類を定める。

(2) 適用対象となる都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合の確定申告書に添付すべき書類を定める。

8 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、適用対象となる控除対象特定株式の取得に要した金額に新株予約権の取得に要した金額を含めることとした場合に確定申告書に添付すべき書類の細目を定めることとする。（第 18 条の 15 関係）

9 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等が非課税口座開設届出書の提出をする場合等に当該非課税口座開設届出書に添付等ができる書類を定めるとともに、非課税口座年間取引報告書等の記載事項の簡素化等を行うこととする。（第 18 条の 15 の 3、第 18 条の 15 の 8、第 18 条の 15 の 9、別表第七(三)関係）

10 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、本措置の適用を受けた財産等を有する公益信託の受託者が任務終了事由等に伴い当該財産等を引継受託者に移転する場合に国税庁長官に提出する本措置の継続適用に係る届出書の記載事項等を定めることとする。（第 18 条の 19 関係）

- 11 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、個人が認定住宅等借入限度額の特例を適用する際に確定申告書に添付すべき控除を受ける金額の計算に関する明細書の記載事項等を定めることとする。(第 18 条の 21 関係)
- 12 令和 6 年分における特別税額控除について、同一生計配偶者等に係る給与特別控除額等の控除を受けるための申告書の記載事項及び特定公的年金等に該当する公的年金等の範囲の細目等を定めることとする。(第 18 条の 23 の 3～第 18 条の 23 の 7 関係)
- 13 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、適用申請書の提出をした個人の確定申告書に添付すべき書類の特例を定めることとする。(第 18 条の 25 関係)
- 14 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件の特例の対象となる特例法人の要件の細目等を定めることとする。(第 19 条の 10 の 5 関係)
- 15 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる控除対象特定新規株式の取得に要した金額に新株予約権の取得に要した金額を含めることとした場合に確定申告書に添付すべき書類の細目を定めることとする。(第 19 条の 11 関係)
- 16 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て対応改修工事等に係る特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類の細目等を定めることとする。(第 19 条の 11 の 3 関係)

二 法人課税

- 1 給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、次の措置を講ずることとする。(第 5 条の 12、第 20 条の 10 関係)
 - (1) 常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の事業者向けの措置について、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が特に良好な場合等を定める。
 - (2) 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次世代育成支援対策の実施の状況が良好な場合並びに女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び雇用環境の整備の状況が良好な場合を定める。

- 2 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度について、基盤確立事業用資産に係る措置の適用を受ける場合にその適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すべき書類を定めることとする。(第5条の12の5、第20条の15関係)
- 3 倉庫用建物等の割増償却制度について、適用対象となる倉庫用建物等が流通業務の省力化に特に資する特定流通業務施設であることにつき証明がされた事業年度を定めることとする。(第6条の2、第20条の22関係)
- 4 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、事業承継等に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険の範囲を定めることとする。(第21条の2関係)

三 国際課税

内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、特定外国関係会社の判定方法等の細目を定めることとする。(第18条の20、第18条の20の2、第22条の11、第22条の11の3関係)

四 資産課税

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋を定めることとする。(第23条の5の2関係)
- 2 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、保育所に類する施設の範囲に、子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業に係る施設を加えることとする。(第23条の5の4関係)
- 3 認定特別事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、本措置の適用を受ける場合の手続等を定めることとする。(第30条の2関係)
- 4 認定開発供給実施計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、本措置の適用を受ける場合の手続等を定めることとする。(第30条の4関係)
- 5 都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、本措置の適用を受ける場合の手続を定めることとする。
(第31条の3関係)

6 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、本措置の適用を受ける場合の手続を定めることとする。(第 31 条の 5 の 3 関係)

五 消費課税

外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税措置の適用要件として保存することとされている書類に係る電磁的記録の保存方法について定めることとする。
(第 36 条の 2 関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)